



名和小だより

学校教育目標 よく考え工夫する子 思いやりのある子 がんばりのきく子

今年度初めてのアルミ缶回収を行いました！！



7月3日（金）に、今年度初めてのアルミ缶回収を行いました。いろいろな活動が中止となる中、例年行っている活動の一つでも始められたことは、大変嬉しく意義深いと感じます。手袋や手洗い等をしっかりと行い、感染症対策にも配慮して行いました。PTAの役員の皆様には、ご支援いただきまして大変有り難うございました。今後ともよろしくお願いいたします。

給食風景です！落ち着いてたくさん食べています。



給食を楽しみにしている児童がたくさんいてくれるようで、とても嬉しく思います。賑やかに会話をしながら食べることはできませんが、落ち着いた雰囲気の中で、もりもりと食べてくれる子が多く、見ていると自然と笑顔になります。大変な中ですが、いろいろな面での成長の様子が見られ、子ども達の素晴らしさを感じます。

5年生家庭科、本当に真剣に取り組めます！！



今週木曜日の5・6時間目は、5年生の全クラスが家庭科を行いました。針と糸を使う活動で、安全性に配慮し、各クラス2～3人体制の職員で指導しました。そんな心配をよそに5年生は本当に一生懸命取り組みました。大変手先が器用な児童が多く、きれいに糸を通して縫い上げていました。頑張

って取り組もうという向上心があると、できる楽しさや達成感が味わえるようです。このような向上心を全ての活動で発揮できるように、これからも頑張っていきましょう。

その他の連絡です

- 本日、二者面談の予定表を配布させていただきました。急なお願いにもかかわらずお時間をお取りいただき感謝申し上げます。有意義な時間となりますようよろしくお願いいたします。
- 裏面に児童虐待防止に関わる資料を掲載いたしました。感染症予防のために、様々なところで無理が生じてくる場合があります。子ども達の幸せな未来のためよろしくお願いいたします。

虐待ともいえないけれど、 ちょっと危なっかしい…

「子どもをひどく怒っている」……など、日常的ではないけれど、気になる親子の様子があったら、可能なら声をかけてみましょう。

育児の悩みを話せる相手がいれば、もしかしたら心が少しおだやかになれるかもしれません。でも、あなたが受け止めきれなかったら、無理することなく、児童相談所などへ連絡し、専門職の支援にゆだねましょう。

「全国 子育て・虐待防止ホットライン」

●子育てに悩んだときは…

全国子育て・虐待防止ホットライン ナビダイヤル

☎ 0570-011-077

●虐待かなと思ったら…

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189 (いちはやく)

●お近くの市町村の窓口へ



子どものこんなサインを見落としていませんか？

ちょっとした「目くばり」「気くばり」で、
子どもを虐待から救えます。

右のサインが見られたら、様子を見守り、
児童相談所などへの相談をお願いします。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 不自然な傷や打撲のあと | <input type="checkbox"/> 夜遅くまで一人で遊んでいる |
| <input type="checkbox"/> 着衣や髪の毛がいつも汚れている | <input type="checkbox"/> 一時間以上泣き続けたり、一週間以上毎日泣くなど心配な様子がある |
| <input type="checkbox"/> 表情が乏しい | |
| <input type="checkbox"/> おどおどしている | <input type="checkbox"/> 「痛い」「やめて」という声が聞こえる |
| <input type="checkbox"/> 落ち着きがなく、乱暴になる | <input type="checkbox"/> 親を避けようとする |

子ども虐待の定義、発見、通告に関する法律（抜粋）

児童虐待の防止等に関する法律

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受け

た児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

児童福祉法

（要保護児童発見者の通告義務）

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。